

西予市文化財保護条例施行規則

西予市文化財保護条例施行規則(平成16年西予市教育委員会規則第37号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 市指定有形文化財(第2条～第14条)
- 第3章 市指定無形文化財(第15条～第18条)
- 第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財(第19条～第21条)
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第22条～第24条)
- 第6章 市選定保存技術(第25条)
- 第7章 市登録文化財(第26条～第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、西予市文化財保護条例(令和7年西予市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 市指定有形文化財

(指定の申請)

第2条 条例第10条第1項の規定による市指定有形文化財の指定を受けようとする者は、西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して指定の申請をしなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、指定申請書(様式第1号)に所有者及び権原に基づく占有者の同意書並びに指定を受けようとする文化財の写真を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(指定書の交付等)

第3条 条例第10条第6項に規定する指定書は、指定書(様式第2号)により交付するものとする。

2 前項の指定書を亡失し、又は損傷したときは、事実を証明するに足りる文書又は損傷した指定書を添えて指定書再交付申請書(様式第3号)により再交付を申請しなければならない。

(管理責任者選任又は解任の届出)

第4条 条例第12条第3項の規定による届出は、管理責任者(選任・解任)届出書(様式第4号)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第5条 条例第13条第1項の規定による届出は、所有者変更届出書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、所有者の(氏名又は名称・住所)変更届出書(様式第6号)によるものとする。

(滅失、毀損等の届出)

第6条 条例第14条の規定による届出は、(滅失・毀損・亡失・盗難)届出書(様式第7号)によるものとする。

(所在の場所変更等の届出)

第7条 条例第15条の規定による届出は、所在の場所変更届出書(様式第8号)によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を要しない。

- (1) 条例第16条第1項の規定による補助を受けて管理又は修理するとき。
- (2) 条例第18条第1項の規定による勧告を受けて行う措置をするとき。
- (3) 条例第18条第2項の規定による勧告を受けて行う修理をするとき。
- (4) 条例第20条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をするとき。
- (5) 条例第21条第1項の規定による届出をして行う修理をするとき。
- (6) 条例第22条第1項の規定による勧告を受けて出品するとき。
- (7) 条例第15条の規定による届出に際し変更前の場所に復することを明らかにしたもの及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行ったもので、再び変更前の所在の場所に復するとき。

(管理又は修理費の補助申請等)

第8条 条例第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、教育委員会が別に定める申請書に設計書、仕様書、図面及び写真等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(現状変更等の許可申請)

第9条 条例第20条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添えなければならない。

- (1) 現状変更等の仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真、位置図及び付近の見取図

- (3) 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- (4) 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書
- (5) 専門家の意見書

3 条例第20条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更等を終了したときは、速やかにその旨を記載した報告書に、その結果を示す写真を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第10条 条例第20条第1項ただし書の規定により、許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市指定有形文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定有形文化財をその指定当時の原状に復するため軽微な措置をするとき。
- (2) 市指定有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出)

第11条 条例第21条第1項の規定による届出は、修理届出書(様式第10号)によるものとする。

(出品に要する経費の負担の範囲)

第12条 条例第22条第3項の規定による市の負担とする費用又は市の負担とすることができる費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 出品のための市指定有形文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該市指定有形文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

(補償の請求)

第13条 条例第20条第4項及び第22条第6項の規定により損失の補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (4) 補償を受けようとする理由
- (5) 補償金の額として希望する金額
- (6) 前号の金額算出の基礎
- (7) その他参考となるべき事項

(補償の決定)

第14条 教育委員会は、前条の規定による請求書を受領したときは、審査の上補償を行うか否かを決定し、その旨を請求者に通知しなければならない。

2 条例第22条第3項に規定する出品等に伴う補償金額の決定は、特別の事情があるほか、次の各号のいずれかに掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 市指定有形文化財が滅失した場合においては、当該市指定有形文化財の時価に相当する金額

(2) 市指定有形文化財が損傷した場合においては、当該損傷の箇所の修理のため必要と認められる経費及び当該市指定有形文化財の損傷前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額。ただし、損傷の状況によりこれを修理することが不相当又は不可能であると認めるときは、損傷前の時価と損傷後の時価の差額に相当する金額とする。

3 教育委員会は、前項の基準により定めた補償金の額が当該市指定有形文化財の滅失又は損傷により通常生ずべき損失を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることができる。

第3章 市指定無形文化財

(認定書の交付等)

第15条 条例第26条第2項又は第5項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、認定書(様式第11号)を交付するものとする。

2 認定書を亡失し、又は損傷したときは、第3条第2項の規定を準用する。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 条例第28条の規定により届け出なければならない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき、又は保持団体が名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 保持者が住所を変更したとき、又は保持団体が事務所の所在地を変更したとき。

(3) 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障の生じたとき、又は保持団体がその構成員に異動を生じたとき。

(4) 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散(消滅を含む。)したとき。

2 前項の届出で第1号及び第2号の場合は、様式第6号に準じ、前項第3号及び第4号の場合は、様式第12号によるものとする。

(保存又は記録の公開のための補助申請等)

第17条 条例第29条第1項又は第30条第3項の規定により補助金の交付を受け

ようとする者は、教育委員会が別に定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(公開に要する経費の負担の範囲)

第18条 第12条の規定は、条例第30条第2項の規定により、公開のために要する費用を市が負担する場合に準用する。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(現状変更等の届出)

第19条 条例第34条第1項の規定による現状変更等をしようとする者は、現状変更等届出書(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の届出について準用する。
- 3 第9条第3項の規定は、条例第34条第1項の規定による届出をして行う現状変更等を終了した場合に準用する。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第20条 第2条から第8条まで及び第11条から第14条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財に関する準用規定)

第21条 第17条の規定は、市指定無形民俗文化財について準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置)

第22条 条例第42条の規定による設置する標識、説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 記念物の種類及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) 西予市教育委員会の文字
- (7) その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合はこの限りでない。

(土地の所在等の異動の届出)

第23条 条例第43条の規定による届出は、土地の所在等異動届出書(様式第14

号)によるものとする。

(市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第24条 第2条、第4条から第6条まで、第8条から第11条まで、第14条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 市選定保存技術

(市選定保存技術に関する準用規定)

第25条 第15条から第17条までの規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 市登録文化財

(登録の申請)

第26条 条例第52条第3項の規定による市登録有形文化財等の登録を受けようとする者は、教育委員会に対して登録の申請をしなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(文化財登録原簿)

第27条 条例第52条第1項の登録簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 文化財の種別

(2) 文化財の名称及び員数

(3) 文化財の所在の場所

(4) 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所（無形文化財の場合は、保持者の氏名、芸名、雅号等及び住所又は保持団体の名称及び事務所の所在地）

(5) 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

(6) 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

(7) 形状、特色及び内容を示す事項

(8) その他参考となるべき事項

(登録証の交付等)

第28条 条例第52条第6項の規定による登録証は、登録証(様式第15号)により交付するものとする。

2 前項の登録証を亡失し又は損傷したときは、第3条第2項の規定を準用する。

(現状変更等の届出)

第29条 条例第55条で規定する現状変更等の届出は、第9条第1項、同条第2項に準じる。

(維持の措置の範囲)

第30条 条例第55条第1項ただし書の規定による維持の措置の範囲は、第10条

に準じる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日に施行する。